

豊橋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、倒壊のおそれがあるブロック塀等の撤去に係る事業を行う所有者等に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、ブロック塀等の倒壊による被害、避難時等の通行の妨げとなることを防止し、もって市民の安全に資することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路のほか、一般の用に供している不特定の者が通行する道をいう。

(2) ブロック塀等 補強コンクリートブロック塀、レンガ、大谷石等の組積造の塀その他これらに類する塀をいう。

(3) 撤去 地表面より上部に存するブロック塀等を全て除去することをいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 次条に規定するブロック塀等を所有し、又は管理する個人であること。

(2) 豊橋市税を滞納していないこと。

(3) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(補助の対象事業)

第4条 補助金の交付を受けることができる倒壊のおそれがあるブロック塀等の撤去に係る事業（以下「撤去事業」という。）は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 市内に存しており、道路に面している高さ1m以上のブロック塀等を全て撤去するものであること。

(2) 前号の場合において、道路と敷地地盤面の高さが異なる場合のブロック塀等にあつては、道路から高さが1m以上で、かつ擁壁等の天端から高さが60cmを超えるものに限る。

(3) この要綱に基づく補助金の交付を受けてブロック塀等を撤去した後、同一の場所に再度ブロック塀等の設置を行わない撤去事業であること。

(4) ブロック塀等と同一の利用に供されている敷地内の建築物の解体に伴うブロック塀等の撤去ではないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、市長は、この要綱に基づく補助金の交付を行わないものとする。

(1) 当該ブロック塀等の撤去事業につき、既に他の制度による補助等の交付を受けている場合

(2) 当該ブロック塀等と同一の利用に供されている敷地内に存するブロック塀等の撤去について、過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けている場合

(補助金の額等)

第5条 補助金は、前条の要件を満たす撤去事業に要する工事費に対して支給するものとする。

2 補助金の額は、ブロック塀等の撤去に要する工事費(消費税及び地方消費税を除く。)の額の1/2と、撤去に係る次表の左欄に掲げるブロック塀等の区分に応じ、当該ブロック塀等の延長に1mあたり同表の右欄に掲げる額を乗じて得た額の、いずれか少ない額とする。ただし、10万円を上限とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

区分	額
補強コンクリートブロック塀、レンガ及び大谷石等の組積造の塀	5,000円
その他これらに類する塀	4,000円

(補助金交付の申請及び決定)

第6条 補助金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、ブロック塀等の撤去に着手する前に、ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、補助金の交付決定を受けなければならない。ただし、当該申請に係る会計年度内において、複数の交付決定を受けることはできない。

- (1) 撤去事業を行う場所の案内図
- (2) 撤去事業に係る工事の内容を表した図書(配置図、立面図等)
- (3) 撤去事業に係る工事費の見積書の写し
- (4) 撤去するブロック塀等の全景写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請がなされた場合は、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付を適当と認めた場合は、速やかに補助金の交付決定をするものとする。

3 市長は、前項の補助金の交付決定をしたときは、ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により通知をする場合において必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(交付申請の内容の変更等)

第7条 申請者は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき(軽微な変更であって補助金の額に変更を生じないものを除く。)は、あらかじめブロック塀等撤去費補助金交付変更申請書(様式第3号)に当該変更の内容が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、変更内容を適当と認めたときは、ブロック塀等撤去費補助金交付変更決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者は、交付申請を取り下げるときは、補助金の交付決定があった日の属する年度の1月末日までに、ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下届(様式第5号)を、市長に提

出しなければならない。

(完了実績報告等)

第9条 申請者は、ブロック塀等の撤去が完了したときは、ブロック塀等撤去完了実績報告書(様式第6号。以下「完了報告書」という。)に次に掲げる書類を添付して、撤去が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日(ただし、末日が土、日及び祝日の場合は直前の開庁日とする。)のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(1) ブロック塀等撤去費補助金収支決算書(様式第6-1号)

(2) 撤去事業に係る工事費の請求書又は領収書の写し(請求書による場合は補助金交付後、領収書の写しを提出)

(3) 撤去事業に係る工事の完了後の写真

(4) 契約書等の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、報告の内容を審査のうえ、相当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、ブロック塀等撤去費補助金確定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 申請者は、前条第2項による通知を受けたときは、補助金請求書(様式第8号)により、市長に補助金を請求することができる。

2 市長は、前項の補助金請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(地位の承継)

第11条 申請者に死亡その他やむを得ない事情が生じた場合において、相続等により申請者の法的な地位を承継した者は、この要綱の規定に基づき申請者が取得した地位を、市長に届出をすることによって承継することができる。

2 前項の規定により申請者の地位を承継しようとする者は、ブロック塀等撤去費補助金地位承継届(様式第9号)に、自己が申請者の包括承継人等であることを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を求めるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたと認められるとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したと認められるとき。

(3) 第9条第1項に規定する期限までに完了報告書が提出されなかったとき。

(4) 第3条第3号に該当しないこととなったとき又は第6条第1項の申請をした当時に第3条第3号に該当していなかったことが判明したとき。

(5) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。